

令和6年度 支援会議の実施状況について

資料3－1

支援会議の実績

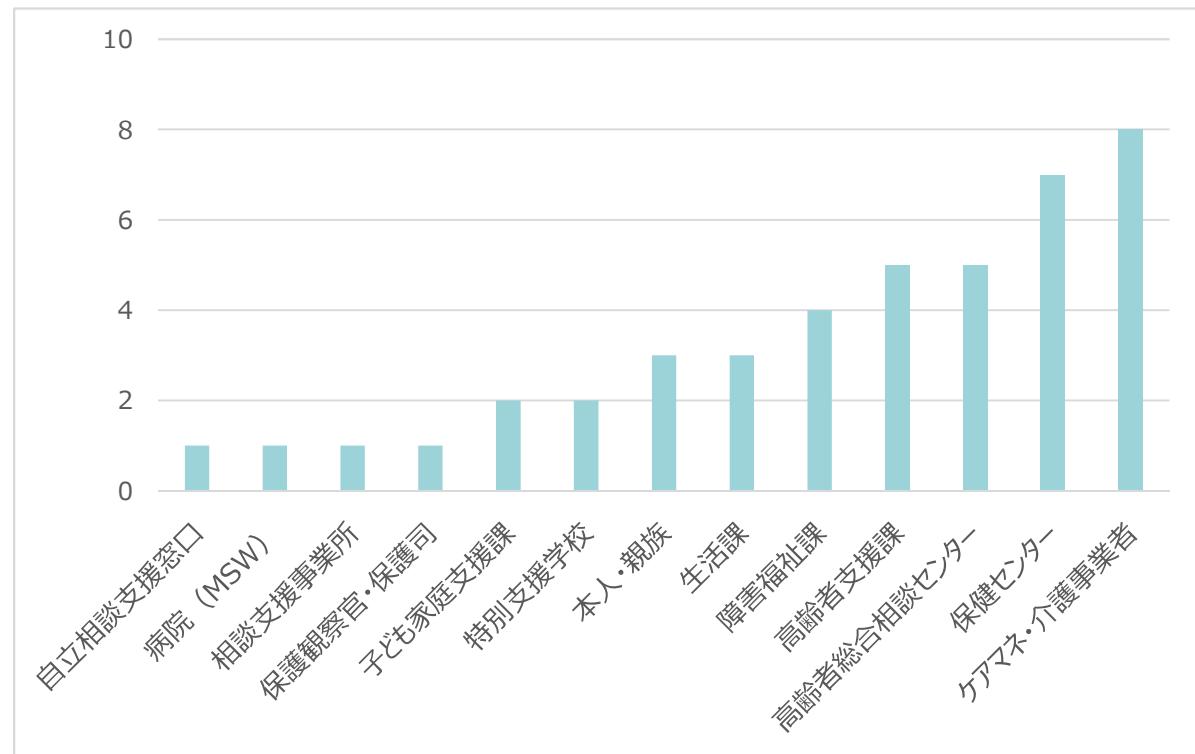
支援会議の回数が減った理由としては、多機関連携の仕組みが庁内外に浸透してきたことや支援事例が蓄積されてきたことにより、支援会議を開催することなく早期に相談者を適切な機関へつなげ、課題の解決が図られたケースが増加したことが考えられる。

	令和5年度	令和6年度
実施回数	28回	14回
対象世帯	19世帯	11世帯



- 支援会議を行い各機関で支援した結果、11世帯のうち8世帯が令和6年度内に終結、2世帯が令和7年度に終結、結果的に11世帯中10世帯（約90%）が終結となっている。終結していない残りの1世帯については、令和7年度の重層的支援会議で取り上げ、支援に対する各課での振り返りを行った。

支援会議出席機関



支援会議は、会議の構成員に対する守秘義務を課すことで、本人の同意が得られない場合でも、開催できる社会福祉法第106条の6で規定された会議です。

※No.6・No.11は令和7年度に終結

令和6年度支援会議実施状況一覧

No	実施日	実施回数	終結	世帯概要	プラン内容	支援会議出席機関										
						本人・親族支援課	高齢者福祉課	障害福祉課	生活課	保健センター	子ども家庭支援課	特別支援学校	高齢者総合相談センター	自立相談支援窓口(MSW)	病院	相談支援事業所
1	R6.4.5	1	○	・本人（高齢）、娘（精神疾患有）の2人世帯。自宅はごみ屋敷状態。 ・R5年9月、本人と娘が異食（保冷剤）や熱中症が原因で倒れていたところを往診医が発見。病院搬送後、本人はそのまま入院となつたが、娘は処置後に自宅へ戻っている（地域包括支援センター経由で相談あり）。 ・本人は病院から介護施設に移つており、娘は自宅清掃を段階的に行つていたが、R6年3月に娘は病死している。	介護施設入所中の本人について、R6年4月に支援会議を実施した結果、次の支援内容を確認した。 ・居宅介護支援事業所は引き続き生活状況に合わせたケアプランの作成を行う。 ・高齢者支援課は区長申し立てによる後見人利用も含めて親族調査を実施する。 ・介護施設はショートステイの継続利用についての調整を行う。 ・保健センターは亡娘の警察照会の対応をする。	○			○		○				○	
2	R6.5.9 R6.5.15 R7.3.19	3		・母、兄（22歳）、本人（高2）、弟（小6・愛の手帳3度）の4人世帯。 ・H27年6月～生活保護受給中（兄のみ世帯分離）。 ・母が乳がん末期により、R5.11に死去。3兄弟のみの生活となった。 ・兄は高校卒業後、一般企業で正社員として就労している。 ・弟は特別支援学校に通い、放課後等デイサービスや移動支援を利用している。	3兄弟での生活が妥当かどうかの検討し、会議を実施した。 ・兄に限界が訪れ、家を出ることになった。その後、本人と弟の2人暮らしとなつた。 ・弟の支援は、会議の結果、更にショートステイを利用することになった。 ・親族（祖母と叔母）の支援が得られるようになった。			○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	R6.5.30	1	○	・本人（統合失調症）と両親の3人世帯。URで生活。 ・両親には介護サービスが入つたが、本人には何も支援が入つていなかつた。 ・本人は統合失調症未治療のため、医療保護入院となつた。 ・本人の入院中に高齢の父が死去。母1人の生活となつた。 ・世帯の収入は母の年金と貯金のみであつた。	本人の退院先と今後の生活を検討した。 ・会議には最後に本人が参加した。 ・本人は病院からグループホームへ退院（入所）する方針に同意した。 ・計画相談員がつき、退院後の日中活動などの計画を整えることとなつた。 ・本人の生活費に関しては、障害年金と生活保護の申請を検討することになった。	○			○		○	○	○			
4	R6.6.11	1	○	・本人のみ単身世帯。息子（知的障害）は近隣のグループホームに入所中。 ・本人の認知症が進行し、自宅がごみ屋敷状態となる。 ・介護保険申請後、本人は自転車走行中に転倒し入院。施設入所も検討したが本人が拒否しているため、退院前に在宅生活を行うまでの環境整理を行う必要がある。	・別居している弟の協力を得てごみ屋敷状態の本人宅を清掃する。 ・ヘルパーを利用して再びごみ屋敷にならないように本人の支援を行う。 ・弟や友人に見守りの協力を依頼。また、弟や友人からも本人へ施設入所の案内をしてもらう。	○	○								○	
5	R6.7.11 R6.10.11	2	○	・本人（愛の手帳4度）、母（外国籍）、弟（愛の手帳4度）の3人世帯、近隣に高齢の父（身障1級・要介護4）が単身で居住。本人世帯は生活保護受給中。 ・本人と弟はそれぞれ別の特別支援学校へ通学中。 ・母は日本語が苦手で生活の大半を本人に依存しているため、本人や弟の不登校が続いている。	・本人や弟は、学校や子ども家庭支援係等の登校支援で登校できる回数を増やす。 ・母は、生活課、子ども家庭支援係や学校の支援を受けながら家計管理、学校関係手続等を行つていく。 ・また、ボランティア日本語教室等を活用しながら、日本語や日本への理解を深める。 ・父は、本人世帯の負担にならないように介護サービスを利用しながら在宅生活を継続する。			○	○	○	○	○	○		○	
6	R6.10.2	1	○※	・本人と妻の2人世帯。 ・本人は性犯罪の犯歴があり、執行猶予中で保護司がいる。 ・本人と妻は精神疾患がある影響で就労は安定していない。 ・夫婦仲も不安定で、度々、保護司が駆けつけるような諍いを起こしている。	世帯の安定を図る必要があるため、支援先を増やし、精神保健分野での支援を検討するため、会議を開催した。 ・地区担当の保健師と妻がつながつた。 ・妻の気持ちを確認した。夫婦で生活したいという意思を尊重し、経済状況を安定させるため、生活保護申請を助言した。					○					○	
7	R6.10.17	1	○	・本人と母（認知症）の2人世帯。分譲マンションで生活していたが、管理費・共益費の滞納により、強制執行予定となつた。 ・本人は現実検討能力がないが、正社員就労は続いていた。 ・母はデイサービスを利用している。 ・本人に転宅や施設利用の提案を行つたが、全く聞き入れなかつた。	母がホームレスになつてしまふのを避けるため、本人の弟夫妻、高齢者支援課、ケアマネを含めて会議を実施した。 ・母は、強制執行日前に、デイサービス先からショートステイを利用することとなつた。 ・本人には引き続き転宅支援の働きかけを行うこととなつた。	○	○								○	
8	R6.11.7	1	○	・本人（精神2級・愛の手帳4度）と両親（高齢者）の3人世帯。 ・住まいは叔父名義の二世帯住宅、叔父も同じ建物に住んでいるが、本人世帯と居住スペースは分かれている。 ・本人世帯の居住スペースはごみが多く、介護施設入所中の祖母が本人世帯のスペースに帰つてくる際に、迎え入れる部屋がないことについて叔父から相談あり。	・本人には、障害福祉課、青戸保健センター、障害福祉サービス事業所が移動支援等のサービス提供や日常の困りごとについて対応していく。 ・高齢者の両親には、高齢者支援課、青戸保健センター、地域包括支援センターが健康や日常の困りごとについて対応していく。 ※祖母はR6年9月に他界、以後、相談内容は本人世帯のごみの片づけ方等に変更されている。			○	○	○	○	○	○		○	
9	R6.12.10	1	○	・本人（高齢）、長男（身障1級）、次男（精神3級）の3人世帯。 ・自宅はごみ屋敷になっている。 ・長男、次男は無職、本人は年金収入のみ、消費生活支援センター経由で生活費全般の相談あり。 ・本人は身体の不調はあるが、介護サービス利用が行われていない。	・本人には、高齢者支援課や地域包括支援センターが定期的な訪問を行い、ポータブルトイレ利用等の生活改善の提案を行つていく。 ・次男には、保健センターが自立支援医療や障害年金利用の支援を行う。	○			○		○					
10	R6.12.25	1	○	・本人（認知症）のみの単身世帯であったが、本人が生活保護受給中の次男宅へ熱中症避難目的で居候を始めた。 ・本人の長期間の居候により、次男の生活を圧迫している。 ・本人宅はごみ屋敷でエアコン等の生活用具が使用でない状態であり、本人が自宅に戻つて生活することは難しい。 ・本人は介護認定がなく、サービス利用に対しても否定的である。	本人に次の説明を行いサービス利用を促す。 ・次男宅で本人が次男と同居することはスペース、本人の収入・不動産の関係から難しいことを説明して本人に理解して貰う。 ・介護認定手続きを再度促す。 ・次男等の協力を得て、本人の介護施設入所を目指す。			○	○			○				
11	R7.2.19	1	○※	・本人（愛の手帳3度）、母（うつ病）、叔母（うつ病）、祖母（要支援2・うつ病）の4人世帯。 ・本人が母に暴行したこと23条通報が入り措置入院となる。本人の状態が落ちついたので退院させたいが、母の精神状態悪化（不安、貧困妄想）。叔母も祖母もうつ病により本人の面倒を見られる状況になり。 ・本人を短期入所につなげたいが母の貧困妄想で支援につなげられない。	自宅は、本人が安心して生活できる環境ではない。母には医療をつなぎ、本人には短期入所の利用につなぐ方針とした。 ・母には、往診と訪問看護がつながり、引き続き医療支援を継続。 ・本人には、障害福祉課が中心となり、短期入所につなげられるように支援する。			○	○	○					○	